

【名取市税よもやまばなし・第19回】

今回は、【徴収猶予】のお話です。

タックス君：先日、納税相談のとき「徴収猶予」について教えてもらったよ。税子さんはこの制度のこと、知ってた？

税子さん：市税を一時に納付することができない場合、税務課に「徴収猶予の申請」をすれば1年以内の期間に限り納付を待ってもらえる制度のことね。延滞金の全部または一部に減免があったり、新たな督促や差押えもされなくなるわ。

タックス君：そうそう！僕の場合、入院していた時の医療費の支払いが高額で納付できなくなったことを相談したら教えてもらったんだ。

税子さん：個人の場合、災害や盗難で財産を失ったり、病気等で入院費・治療費の捻出で納付できないときなどが対象なのよね。申請には、納付ができない事情を分かってもらうために、収支（給料・生活費）や財産（預貯金、生命保険、不動産、自動車等）の状況を書類にして提出する必要があるから、日頃から領収書類は保管しておきたいところね。あとは、原則として担保の提供も必要となっているからそのことも考えないとね。

タックス君：この間は書類作成が大変そうだったから検討しますって話して帰ったんだよね…。僕はお金に換えられる財産もないし、預貯金も少ないから申請したほうがいいんだろうけど…

税子さん：「徴収猶予」の申請に必要な書類作成の相談にも応じてくれるだろうから、気軽に相談してはどうかしら。

タックス君：うん、一人で悩まずにまた相談してみるよ。

税子さん：参考にホームページのリンクも教えておくわね。
<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/4991.html>



このページに関するお問い合わせ先

問 名取市総務部税務課納税推進係
電話 022-724-7113